

使用料規程(第8条インタラクティブ配信に関する利用許諾)新旧対照表

新	旧																													
同右	<p>インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p>																													
同右	<p>①ダウンロード (1)原則 インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-1)</p> <table border="1" data-bbox="813 627 1492 1489"> <thead> <tr> <th>再生期間制限</th> <th>情報料あり</th> <th>情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th>情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1期間制限なし</td> <td>再生回数制限なし</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり5円50銭</td> <td>1曲1リクエスト当たり4円70銭</td> </tr> <tr> <td>再生回数制限10回以内</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は3円85銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30日以内</td> <td>再生回数制限なし</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は5円60銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり5円</td> <td>1曲1リクエスト当たり4円50銭</td> </tr> <tr> <td>再生回数制限10回以内</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は3円85銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7日以内</td> <td>再生回数制限なし</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額</td> <td rowspan="2">1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> <td rowspan="2">1曲1リクエスト当たり3円50銭</td> </tr> <tr> <td>再生回数制限10回以内</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は3円85銭のいずれか多い額</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>	再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	1期間制限なし	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円50銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭	30日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は5円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円50銭	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭	7日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は3円85銭のいずれか多い額
再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし																											
1期間制限なし	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円50銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭																										
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭																										
30日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は5円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円50銭																										
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭																										
7日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭																										
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は3円85銭のいずれか多い額																												
同右	<p>(2)着信音再生専用データ (1)の場合において、着信音再生専用データを配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-2-1)</p> <table border="1" data-bbox="813 1769 1492 1960"> <thead> <tr> <th>情報料あり</th> <th>情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th>情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり4円70銭</td> <td>1曲1リクエスト当たり4円70銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、着信音再生専用データ(但し1分30秒以内とする)であって、以下に該当するメドレーによる利用の場合、メドレー1曲につき、当該メドレーの月間のリクエスト回数に、以下の額を乗じた額とする。</p>	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭																							
情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし																												
1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭																												

新	旧																
	<p>(表8-1-2-2)</p> <table border="1" data-bbox="813 248 1485 405"> <tr> <td data-bbox="813 248 1147 309">総再生時間が45秒以内</td> <td data-bbox="1147 248 1485 309">総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 309 1147 405">2円40銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額</td> <td data-bbox="1147 309 1485 405">3円30銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額</td> </tr> </table> <p>また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>	総再生時間が45秒以内	総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内	2円40銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額	3円30銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額												
総再生時間が45秒以内	総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内																
2円40銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額	3円30銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額																
同右	<p>(3) 音声番組</p> <p>音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。なお、音声番組とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組(映像を伴うものを除く)で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をいう。</p> <p>(表8-1-3)</p> <table border="1" data-bbox="813 837 1485 1783"> <thead> <tr> <th data-bbox="813 837 879 1032">再生期間制限</th> <th data-bbox="879 837 1082 1032">情報料あり</th> <th data-bbox="1082 837 1294 1032">情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th data-bbox="1294 837 1485 1032">情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="813 1032 879 1285">なし</td> <td data-bbox="879 1032 1082 1285">1音声番組1リクエスト当たりの情報料の6.5%もしくは6円50銭、又は3円30銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1082 1032 1294 1285">1音声番組1リクエスト当たり5円50銭又は2円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1294 1032 1485 1285">1音声番組1リクエスト当たり4円70銭又は2円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1285 879 1538">30日以内</td> <td data-bbox="879 1285 1082 1538">1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%もしくは5円60銭、又は1円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1082 1285 1294 1538">1音声番組1リクエスト当たり5円又は1円20銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1294 1285 1485 1538">1音声番組1リクエスト当たり4円50銭又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1538 879 1783">7日以内</td> <td data-bbox="879 1538 1082 1783">1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%もしくは4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1082 1538 1294 1783">1音声番組1リクエスト当たり3円85銭又は0円96銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1294 1538 1485 1783">1音声番組1リクエスト当たり3円50銭又は0円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。</p> <p>また、上記表(但書を含む)により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>	再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	なし	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の6.5%もしくは6円50銭、又は3円30銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円50銭又は2円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円70銭又は2円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	30日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%もしくは5円60銭、又は1円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円又は1円20銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円50銭又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	7日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%もしくは4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円85銭又は0円96銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円50銭又は0円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額
再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし														
なし	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の6.5%もしくは6円50銭、又は3円30銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円50銭又は2円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円70銭又は2円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額														
30日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%もしくは5円60銭、又は1円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円又は1円20銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円50銭又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額														
7日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%もしくは4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円85銭又は0円96銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円50銭又は0円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額														
同右	<p>(4) サブスクリプション</p> <p>サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。なお、サブスクリプションとは、一定の期間を販売単位として情</p>																

新	旧																				
	<p>報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置(但書適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含む)において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなす。</p> <p>(表8-1-4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 683 887 792">利用形態</th> <th data-bbox="887 683 983 792">使用実績報告の有無</th> <th data-bbox="983 683 1262 792">情報料又は広告料等の収入あり</th> <th data-bbox="1262 683 1506 792">情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 792 887 1245">通常</td> <td data-bbox="887 792 983 1245">あり</td> <td data-bbox="983 792 1262 1245">月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> <td data-bbox="1262 792 1506 1245">56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1245 887 1547"></td> <td data-bbox="887 1245 983 1547">なし</td> <td data-bbox="983 1245 1262 1547">月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1262 1245 1506 1547">56円に月間の総加入者数を乗じた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1547 887 1738">携帯電話用再生専用データ</td> <td data-bbox="887 1547 983 1738">あり</td> <td data-bbox="983 1547 1262 1738">月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> <td data-bbox="1262 1547 1506 1738">31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1738 887 1892"></td> <td data-bbox="887 1738 983 1892">なし</td> <td data-bbox="983 1738 1262 1892">月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1262 1738 1506 1892">22円40銭に月間の総加入者数を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>	利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	通常	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額		なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額	携帯電話用再生専用データ	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額		なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた額
利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし																		
通常	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額																		
	なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額																		
携帯電話用再生専用データ	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額																		
	なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた額																		
同右	<p>(5) 音楽以外の著作物における音楽著作物の利用 ダウンロード配信される音楽以外の著作物において音楽著作物が利用されている場合、ダウンロードされる著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p>																				

新	旧																
	<p>(表8-1-5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 219 916 309">再生期間制限</th> <th data-bbox="916 219 1187 309">情報料あり</th> <th data-bbox="1187 219 1347 309">情報料がなく 広告料等の 収入あり</th> <th data-bbox="1347 219 1505 309">情報料及び 広告料等の 収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 309 916 465">なし</td> <td data-bbox="916 309 1187 465">1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1187 309 1347 465">1曲1リクエスト当たり5円</td> <td data-bbox="1347 309 1505 465">1曲1リクエスト当たり4円30銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 465 916 622">30日以内</td> <td data-bbox="916 465 1187 622">1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1187 465 1347 622">1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> <td data-bbox="1347 465 1505 622">1曲1リクエスト当たり3円50銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 622 916 790">7日以内</td> <td data-bbox="916 622 1187 790">1曲1リクエスト当たりの情報料の3.6%又は3円60銭のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1187 622 1347 790">1曲1リクエスト当たり3円20銭</td> <td data-bbox="1347 622 1505 790">1曲1リクエスト当たり2円80銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>	再生期間制限	情報料あり	情報料がなく 広告料等の 収入あり	情報料及び 広告料等の 収入なし	なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭	30日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭	7日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の3.6%又は3円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円20銭	1曲1リクエスト当たり2円80銭
再生期間制限	情報料あり	情報料がなく 広告料等の 収入あり	情報料及び 広告料等の 収入なし														
なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭														
30日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭														
7日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の3.6%又は3円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円20銭	1曲1リクエスト当たり2円80銭														
<p>(6) 特定ゲーム用音楽データ配信</p> <p>ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」という。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除く)に用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」という)をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-6)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="97 1323 264 1379">情報料あり</td> <td data-bbox="264 1323 783 1379">1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1379 264 1462">情報料がなく 広告料等の 収入あり</td> <td data-bbox="264 1379 783 1462">1曲1リクエスト当たり5円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1462 264 1545">情報料及び 広告料等の 収入 なし</td> <td data-bbox="264 1462 783 1545">1曲1リクエスト当たり4円30銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下の通りとする。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいう。</p> <p>(表8-1-7)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="97 1984 783 2040">1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額</td> </tr> </tbody> </table>	情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額	情報料がなく 広告料等の 収入あり	1曲1リクエスト当たり5円	情報料及び 広告料等の 収入 なし	1曲1リクエスト当たり4円30銭	1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額	<p>新規追加</p>									
情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額																
情報料がなく 広告料等の 収入あり	1曲1リクエスト当たり5円																
情報料及び 広告料等の 収入 なし	1曲1リクエスト当たり4円30銭																
1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額																	

新	旧																		
<p>また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p> <p>なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、②(1)を適用する。</p> <p>また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとする。</p>																			
<p>同右</p>	<p>②ストリーム</p> <p>(1)原則</p> <p>インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。</p> <p>(表8-2)</p> <table border="1" data-bbox="815 622 1501 1637"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>使用実績報告の有無</th> <th>情報料又は広告料等の収入あり</th> <th>情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常</td> <td>あり</td> <td>1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> <td>1サービス当たり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額</td> <td>1サービス当たり、1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合</td> <td>あり</td> <td>1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> <td>1サービス当たり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額</td> <td>1サービス当たり、750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。</p>	利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	通常	あり	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1サービス当たり、1,000円	ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合	あり	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1サービス当たり、750円
利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし																
通常	あり	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額																
	なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1サービス当たり、1,000円																
ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合	あり	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額																
	なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1サービス当たり、750円																
<p>同右</p>	<p>(2)リングバックトーン</p> <p>リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。</p> <p>但し、これにより算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p> <p>なお、リングバックトーンとは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲</p>																		

新	旧						
	<p>当たり45秒以内のものをいう。</p>						
同右	<p>③歌詞・楽譜等可視的利用の場合 (1)複製可能な場合 ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-3)</p> <table border="1" data-bbox="815 465 1497 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 465 1066 555">情報料あり</th> <th data-bbox="1066 465 1284 555">情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th data-bbox="1284 465 1497 555">情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 555 1066 674">1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1066 555 1284 674">1曲1リクエスト当たり6円</td> <td data-bbox="1284 555 1497 674">1曲1リクエスト当たり5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p> <p>(2)データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間②の(1)の規定を適用するものとする</p> <p>2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。</p> <p>①「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。</p> <p>②「サービス」とは、1ホームページ(記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。)において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。</p> <p>③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。 歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。</p> <p>④ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要する。 (ア)レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合 (イ)委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合 (ウ)利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合</p> <p>⑤ 第8条1項①から③にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式又はダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。</p> <p>⑥「再生期間制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が制限される場合をいう。</p>	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円
情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし					
1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円					

新	旧
	<p>⑦ 「再生回数制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な回数が制限される場合をいう。</p> <p>⑧ 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいう。</p> <p>⑨ 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS 等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内(但し本規定に別段の定めがある場合を除く)のものをいう。</p> <p>⑩ 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS 等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。</p> <p>⑪ 「メドレー」とは、1リクエストによりダウンロードされる対象が、複数の著作物(甲の管理しない著作物を含む場合を含む)により構成される場合をいう。</p> <p>⑫ 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。</p> <p>⑬ 「使用実績記録」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいう。</p>